

**「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」
の施行にともなう休眠預金の取扱い**

当組合の預金口座にお預け入れいただいたまま、長期間ご利用されない預金は休眠預金（睡眠預金）としてお取引を停止させていただく場合がございます。

休眠預金となった場合には、お手元の通帳・キャッシュカードなどの利用ができなくなるとともに、対象となる預金は「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）により預金保険機構に納付した時点で預金債権は消滅いたします。

ただし、預金保険機構に納付した後も預金通帳・証書およびお取引印をお持ちいただき、運転免許証等の本人確認書類（その他の書類をお願いする場合もございます）により預金者ご本人であることの確認をさせていただくなど所定の手続をさせていただいたうえで払い戻すことは可能ですが、休眠預金の所在をお調べするのに日数がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

「休眠預金等活用法」の対象となる休眠預金とは、当該預金に係る「最終異動日等」から10年を経過した預金をいいます。

「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高の確認等）
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等、振込み・口座振替の予定等）
- ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
- ④ 休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

【休眠預金等活用法に係る異動事由】

当組合は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由による当該預金に係る債権額に異動があったこと。（ただし、当該預金に係る利子等の支払に係るものを除きます。）

2. 手形又は小切手の提示その他の第三者からの当該預金に係る債権の支払の請求があったこと。
(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。
(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りです。)
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等の申出により預金通帳又は証書の発行、記帳(記帳する明細がなかった場合を除きます。)もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。
5. 預金者等からの残高の確認があったこと。(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。)、残高証明書発行依頼のあったもの。)なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。
6. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、店頭にて預金者等の氏名変更または住所変更もしくは届出印鑑の変更手続きの申し出があったものに限りです。)
7. 総合口座取引規定にもとづく預金については、一方の預金については長期間異動がないかまたは継続状態が続いているが他方の預金等について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとする。

【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

この預金について、「休眠預金等活用法」における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

1. 上記【休眠預金等活用法に係る異動事由】に掲げる異動が最後にあった日
2. 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
3. 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項(当組合および取扱店舗の名称、預金の種別、口座名義人の氏名(名称)、口座番号、元本の額)

の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

4. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

【将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由】

将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

1. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
2. 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合は当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
※ただし、以下の条件による
平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日は当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日は当該事由が生じた期間の満期日
 - B. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
 - C. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - D. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する明細がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由

に該当する預金種別は別紙の異動事由④のとおりとし、以下の条件による
平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日は当該異動事由
が生じた日

平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日は当該事由が生
じた期間の満期日

- E. 預金者等からの残高の確認があったこと。（ATMによる残高照会（ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限る。）、残高証明書発行依頼のあったもの）ただし、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別紙の異動事由⑤のとおりとする。
 - F. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - G. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙の異動事由⑦のとおりとする。
 - H. 当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
3. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと。
なお、当該異動事由に該当する預金種別は別紙の異動事由⑦のとおりとする。

【休眠預金等代替金に関する取扱い】

- 1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 2. 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活

用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

以上

別紙

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	異動事由④ 預貯金通帳・証書 の 発行、記帳、繰越	異動事由⑤ ATMによる 残高照会	異動事由⑦ 総合口座等に含まれ る 他の預金等の異動
当座預金	×	×	×
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
納税準備預金	○	×	×
通知預金	○	×	×
スーパー定期預金	○	×	○
大口定期預金	○	×	○
期日指定定期預金	○	×	○
積立定期預金	○	×	○
定期積金	○	×	○

日常の口座管理についてのお願い

通帳は定期的に記帳してください。（自動継続式定期預金は満期日以後継続明細を記帳してください）

ご住所やお名前が変わったときは、郵送によるご案内ができなくなりますので、すみやかに所定の変更手続きをお願いします。

使わなくなった通帳は解約の手続きをお願いします。